

第9回長野市都市内分権審議会 議事の内容

と き 平成17年11月22日(火)午後2時~
ところ サンパルテ山王

1 議事

- ・資料1の6ページ、地域総合事務所についての事務局の考え方の「まずは、支所の充実を図り」とは、3ページの支所の充実の考え方で掲げる5点全てを網羅したうえで、言っているのか。
- ・地域で考えたものを総合事務所で調整していくということだと、仕事の面ではスピードアップしていかないんじゃないか。また、権限を与えるといっても、工事の契約などは本庁の契約課でやっており、そこでは決定できないのでは。そうした人員も総合事務所におくという考えか。

基本的に、住民自治協議会で住民活動を展開していただくもの。地域の特性や個性は失われるものではない。地域総合事務所では、地域の課題はそこで完結させるために部長級と考えている。部長級の予算執行ができる。地域の課題を解決するための予算要求権が地域総合事務所に出てくる。裁量権も持たせる。今までのイメージの支所ではない。

- ・地域で決めたことは全て地域総合事務所を通すということではなく、市長への意見具申などがあり、一方で地域会議が直接市長に物を申す権限を認めている。全部地域総合事務所を通して上にあげないとだめ、という発想はちょっと後ろ向きという気がする。
- ・住民自治協議会、住民が参画して地域振興計画を自分たちで作る、行政側では地域総合事務所長が部長級の権限の範囲内で地域のことができる。住民参加が広がる、自分たちが決定できるシステムになる。地域総合事務所を制度としないと、都市内分権のシステムは成り立たない。
- ・プロジェクトチームが想定している支所というのは、資料2でいうどれにあたるのか。連絡所を支所にするが、その支所というのはどの支所のことか。支所を充実させていくということは、現状の支所でスタートしてどこまで充実させていくのかということを考えなくてはいけない。支所は、最低でも課長級で専決権をもったとがスタート地点で、ここからどういうふうに充実させていくかというのが論点だと思う。

地域総合事務所ができた場合の支所というのは、現行の支所になる。ただ支所の段階にするのか審議会でご議論いただきたい。地域の実情があり、支所には差があっている。

地域総合事務所ができないうちは、現状で行かざるを得ない。一表支所と二表支所の事務処理というのはほぼ同じ。基本的には支所に近づける方向。充実の中身は、これプラス地区活動支援担当。

- ・地域総合事務所ができたときに、旧二表支所は、旧一表支所と同じ事務分掌になり、支所は権限が少なくなっていく。連絡所は旧二表支所でスタートし、旧一表支所に近づけて充実させていって、地域総合事務所ができたときには旧一表支所並みの体制になっていて、地域総合事務所は何ヶ所かでブロックでまとめて出来上がっていくというプロセスでよろしいか。

合併建設計画の中で、全体の職員数を今後10年間で合併前の職員数に減員するという事になっている。財政構造改革懇話会でも、職員数は減らしていくべきというご提言もいただいている。合併支所については実情を踏まえ職員体制を見直していく。

支所は、地域総合事務所ができた場合には、今の支所に近い形に。それまでの間は、現行あるいは実情に応じた体制で、地区活動支援担当職員を配置していく。支所の充実にはこういう権限を持たせたらいい、という提案をいただければありがたい。

- ・行政を近くにしようという思いがある。若穂は、綿内、川田、保科からなっており、少し割りたいというのはあるが、若穂という中でまとまろうという話をしている。皆さんの要望はそこにあるような気がする。今の行政体で決して悪くはない。総合事務所はいずれは作るが、いずれの範疇だ。早めに作る必要はない。

- ・一表と三表を併せた形で支所の充実をして欲しい。予算配分は、部長級なら災害等の有事の際には大いに対応できる。土木職員等は、画一的に30支所全部一緒というところまで拡大する必要はない。もっと合併が進むかもしれない。その段階でもう一度支所のあり方、総合事務所のあり方については審議をし直すということで進んだらどうか。
- ・地区では、地区活動支援担当者に対する期待というのが非常に高い。皆さん関心があり、4月に入ってすぐ配置するのかと期待している。できるだけ早く配置していただきたい。
- ・災害対応のための土木職員ということだが、市の危機管理体制をどう作るのが前提にあり、災害のためだけでは機能しない。人がいれば安心感はあるが、災害対応を考えた場合、システムティックに動かないと対応にならない。災害の規模にもよるが、支所にだけ焦点をあてて危機管理体制といっても災害対応はできないのでは。市の危機管理体制の考え方を少し伺った方がいい。
- ・災害以外にも、道路などの要望があるという地域が多い。常時も市街地周辺地域には仕事がたくさんある、環境整備事業もたくさん残っている。
- ・朝陽は、毎年水害に遭っているが、市と連絡をとっており大きな支障はない。ただ根本的な対策については地区で水害対策の検討委員会を作り、市及び県へ要望を出して順次改良されている。今、担当職員を置かなくちゃいけない、というような状況ではない。
- ・地域総合事務所でまとめるべきサービスがどの程度あるか。支所で十分提供できるサービスもあれば、本庁一括でまとめた方が十分に効率的な事業もある。距離あるいは地域性が問題になるのは災害対策ぐらいで、あとは本庁機能で何ら支障はない。「地区の自然条件、地域特性、地域総合事務所からの距離を考慮して」の「地域総合事務所」を「本庁」に変えればいい。
- ・地域総合事務所、支所、本庁の人員配置のシミュレーションを示して欲しい。人を減らそうという中でどう考えているんだ、ということが見えてこない。
 - 支所にどういう仕事を置くか、というのが先。職員を何人配置するというのは、事務量に見合った配置でいい。兼務でもいい。後は技術的なことではないか。
 - 事務局の考え方は、地区活動支援担当職員しか充実しないということ。何人というのは要するにその分だけと考えればいいと思う。そのために一人付けるとは必ずしもならない。
- ・地域のつながりや特性があるから、事務所を設置し独特の味を出す。そういう地域がいくつかあって、設置するというのなら意味があるが、あまり地域から求められていない状況の中で、全市的に網をかけても、市役所が遠くなるだけで地域のことがやりやすくなったことにならない。地域総合事務所を全市的に設置することは、更に慎重に検討していく必要があるのではないか。
- ・地域総合事務所の提案があるので、支所の機能充実の議論が進まない。地域総合事務所は今後の検討課題としたときに、支所の機能の充実でどういうことをしてもらおうのか、ということ。
- ・地区活動支援担当職員は、支所区分に関係なく配置して、地域の声を市政に反映させるという意味では共通している。支所機能について、それぞれの地域が何を求めるか整理が必要。それを分けて提示をしていかないと、具体的な審議会の提示にはならない。例えば、支所を支所にするとか、支所にするということは、地元は全然考えていないと思う。
- ・地域総合事務所を設置するかしらないかを判断しないで、議論を先送りするということは、都市内分権の二本の柱の一本を欠く。地域総合事務所には様々な権限があり、最短距離でやれるということが眼目。職員が引き上げられて、身近なことができない支所になってきた、という住民の声があったと思う。審議会としても、地域の皆さんに聞いたうえで判断していてもいい。
- ・多くの市民が直接支所へ行くときは、住民票を取るようなときなので、26ページの標準例ぐらいあれば十分市民生活に足りると思う。住民自治協議会で決まったことは支所へ行かなくても地域総合事務所で総括的にやれば、何ら支所にこれだけの機能しなくても差し支えない。土木や福祉ででこういうことをしてほしいということは、毎日あるわけではない。
- ・議員さんたちは、自分たちの地域のことに凝り固まっている。地域だけの特性ということではなくて、もう少し大きく長野市を見て考えてほしい。

- ・平成22年までに自治協議会を作るとなると、地区によっては差があるから、すぐ出来る地区と出来ない地区がある。市の支援体制について、すぐ出来るところは支援はいらないということになるし、すぐ出来ないところはいつまでも置く、ということになるのかどうか。

地区活動支援担当職員は、答申後速やかに配置をしたいと考えている。住民自治協議会が出来ようが出来まいが、住民自治協議会の設立支援に望みたい。それと住民活動を側面から支援するという形をとるので、平成22年までに引き上げるという考え方ではなく、あくまでも地区活動支援担当職員は支所へ置いておくべきだと考えている。

- ・それぞれの住民自治協議会で話し合うテーマはそれぞれ違う。それを持ち寄って、その上の段階で話し合いをして果たしてうまくいくのかどうか。共通の話があるのか。地域会議へ持ち寄ることがどのくらいあるのか。テーマを与えられて、それぞれの地域で話し合いをして、それを持ち寄って、長野市全体の調整会議ということも考えられるが、あまりないのではないかと。

地域での総合調整機能について

地域総合事務所を設ける設けないは別として、縦割りでバラバラに下りてくるものを地域で総合調整をする必要はあるのかないのか。バラバラのままでいいのか、それとも何らかの調整をする仕掛けが必要だという考えなのか。

- ・その調整機能は本庁内に置くべき。あらゆる地域に対して要望するとか、地域の要望を吸い上げるとか、双方向の整理をするセクション、そういう立場の人を本庁内に設置すれば整理がつくと思う。
 - ・国も縦割り、県も縦割り、市も縦割り。ですから縦割り主義でいい。支所にきた場合においては支所長が、要するに末端で調整会議を行えばそれで済む。
 - ・調整機能は非常に重要な問題として提起しなければならない。本庁組織の中でそういう総合調整機能をするセクション、そんな大きなものでなくていい。もう一つ支所長に総合調整権限を明確に持たせて、地域のことは支所長が一括責任を持つということをして市長からしっかり授權を受けるといった仕組みを提案して、地域における総合的な行政推進に寄与してほしいという角度で提案してはどうか。
 - ・地域で調整の必要はない。庁内において一つの事業を進行するにあたって、総合調整することはまああること。総合事務所的なもので調整するほどのことではないと思うが、そういう調整のあり方は必要。
- ・地区担当制は、30地区の1つを1人が担当するのか、1人が複数地区を担当するのか。担当している地区によって問題が違うが、それにより事務量が変わってくる。調整機関がどこかになれば、地区からストレートに上がってきたものを担当職員が受けたときに、その人の仕事量はすごく大きくなる。
 - ・地区担当職員と地区活動支援担当職員は、ある程度の質を確保しないと、ある地区はそんなでもなく、ある地区はとてよく動く地区になるんじゃないかと不安を感じる。総合事務所が出来の前から地区活動支援担当職員は配置されるので、その時点から、その人の質が問われる。4月から行く場合に、4月から働けるような職員はいるか。どう養成していくのか。
- 地区担当制は、仕事以外に職員が地区の住民自治協議会の活動を支援しくもの。基本的に居住地区を想定しており、複数地区の担当ということは考えられない、課長補佐級と3年目から5年目までの主事、主査・係長級で希望する職員が対象で、1地区15人程度。職員は本来業務以外に、地域の活動をしていくのは使命であると考えられている。
- 地区活動支援担当職員のレベルということだが、都市内分権、住民自治協議会の活動がうまくいかは、担当職員と支所長の役割が重要であると認識しており、ある程度のレベルの職員を貼り付ける必要があると思う。

- ・住民も職員を育てないといけない。どちらが先に変わるかではなく、両方が変わっていかないと今までと変わらない。地域がうまくいくかどうかは人。職員研修の中にも、そのあたりのハートとテクニックを身につけてもらえるようなカリキュラムを新たに作って、地区に配置することが必要。それと住民の人も一緒に育てるといふこととも関係するが、人を養成できるような仕掛けがほしい。
- ・職員の地区担当制は、職員に「やらされ感」が感じられるような任命の仕方は良くない。例えば人事評価の中で評価するというような総合的な取り組みの中で、職員も住民の皆さんと一緒にやって地域を建設していくというような仕組みづくりも求められるのではないかと。
人事の制度に関わってくる問題なので、人事評価の中に一項目、例えば「住民とうまいった」という項目を立てるといふやり方もあるかもしれない。
- ・支所と地域総合事務所の事務分掌が25ページにあるが、支所に下ろしてもできるし、このぐらいなら本庁でもいいよというものがある。整理して議題に上げてほしい。
- ・今、都市内分権という形で改めていい形でやっていこうといった時に、支所の充実だけでいいと言われることに対して違和感がある。支所の充実ということで、元に戻しているいろいろな部署を作ったり、人員を配置したりすることを希望しているのではないかと。
- ・都市内分権を進めるといふことは、総合事務所の中で、例えば、学校ですが、分校が教育委員会へ直接いろいろ言うのではなくて、本校で地域の子供たちの教育を調整したり、統合したり、先生方のレベルも整えて、本校が教育委員会へ言っていって、教育委員会もまた本校を通じて各分校へ話を流していく、それと同じようなことを考えていけば分かりやすい。災害ボランティアの関係など、地域で考えることは山ほどある。
- ・住民自治協議会で吸い上げたものは、支所ではできないから敢えて総合事務所というものを作って、そこでやるという構想。支所であれば、総合事務所なんて出てこなくていい。総合事務所じゃなければできないものがあるから、そういう考えが出てきたと思う。調整業務は支所でもできると思う。実際にどういうものが吸い上がってくるか想定が出来ないのでよく分からない。
- ・地域づくりについて既に一定の実績をお持ちの方もいるので、こんな運動をして成功している、というようなものを出していただきたい
- ・民協の全体会・研修会で市長の講話があり、都市内分権の市長の考え方として受けたのは、NPOなどに仕事を委託に出していることも一つの都市内分権ということ。総合事務所というものを頭に置いていないと思った。支所の充実というのも一つの都市内分権の考え方。

支所の充実について

地区支援担当職員と土木と産業と、支援担当とは別に市職員の地区担当制を導入する。この地区担当職員は支所長の指示で動く、これも支所の充実の一つに加えてもいいと思う。支所長に指示権を持たせるといふこと。リーダーと指示するといふのは違う。今のところ支所の充実の中身といふのは、そんなところだと思う。それで実際に、どこをどこまでやるのかやらないのかを答申の中で示していくといふことになる。

地域総合事務所について

地域総合事務所の必要性については、今日の段階ではとりあえず二分している。ただ、地域総合事務所とは別の話で、地域における調整の必要はある。それは本庁でやる、地域総合事務所でもやる、支所でやると、いろいろなレベルで想定はできるが、いずれにしても調整は必要といふご意見には大差ない。

以上